

○江東区私立保育所等緊急一時保育実施要綱

平成9年3月27日

江厚保発第572号

(目的)

第1条 この要綱は、保護者の不存在、入院、看護等により一時的に保育を必要とする児童に、区内の私立保育所、公設民営保育所、認定こども園及び小規模保育事業を行う施設(以下「私立保育所等」という。)において緊急一時保育(以下「保育」という。)を実施することにより、児童の健全育成を図ることを目的とする。

(委託契約)

第2条 区長は、私立保育所等と協議の上、緊急一時保育委託契約を締結するものとする。

(保育対象児童)

第3条 保育の対象児童は、区内に住所を有する生後57日目から小学校就学の始期に達するまでの健康な児童で、保護者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育できない状態にあるものとする。

- (1) 保護者が死亡、離別、失踪、拘禁等で不在のとき。
- (2) 保護者が傷病又は出産で入院するとき。
- (3) 保護者が出産した日から起算して2週間(帝王切開による分娩にあつては、3週間)を経過しないとき。
- (4) 保護者が親族等の看護に当たるとき(病院等自宅外の付添いに限る。)
- (5) 保護者が災害復旧活動に従事するとき。
- (6) 保護者が裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年法律第63号)に規定する裁判員に選任され、その職務に従事するとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。

(定員)

第4条 定員は、私立保育所等1所につき児童1名とする。ただし、保育の対象児童が兄弟姉妹関係にあるときは、2名までとすることができる。

(保育日及び保育時間)

第5条 保育の実施日は、土曜日(土曜保育を実施していない小規模保育事業を行う施設に限る。)、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年始(1月2日及び同月3日)及び年末(12月29日から同月31日まで)を除く毎日とする。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、保育を実施しないことができる。

2 保育時間は、原則として8時間とする。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、保育時間を短縮し、又は別表の左欄に掲げる私立保育所等につき、同表の右欄に掲げる開所時間の範囲内で保育時間を延長することができる。

(保育期間)

第6条 保育期間は、原則として1月以内とする。

(保育の申請)

第7条 保育を希望する者(以下「申請者」という。)は、緊急一時保育申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)に必要書類を添付して区長に申請するものとする。

(保育の決定等)

第8条 区長は、前条の規定による申請があったときは、必要事項を審査し、申請者の希望する私立保育所等の利用状況等を考慮して、保育の承認の可否を決定し、緊急一時保育承認・不承認通知書(別記第2号様式)により、当該申請者に通知する。

2 区長は、前項の規定により保育を承認したときは、保育を受ける児童(以下

「利用児童」という。)が利用する私立保育所等(以下「指定保育所等」という。)の長に対し、緊急一時保育決定通知書(別記第3号様式)により通知する。

(面接及び健康診断)

第9条 前条第1項の規定により保育の承認を受けた保護者(以下「承認保護者」という。)は、利用児童について、保育開始前に指定保育所が実施する面接及び健康診断を受けさせなければならない。ただし、承認保護者が第7条の規定による申請を行う日から1月以内に作成された保健所が実施する健康診査の記録若しくは医療機関の健康診断書を申請書に添えて提出した場合又は区長が特別の理由があると認める場合は、当該健康診断を省略することができる。

(保育承認の取消し)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保育の承認を取り消すことができる。

- (1) 承認保護者が偽りその他不正な手段により保育の承認を受けたとき。
- (2) 前条の面接及び健康診断の結果が保育を受けさせるには不適當であると認められたとき。
- (3) 承認保護者又は利用児童が第3条に規定する保育の要件を欠くに至ったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、利用児童を保育することが適當でない事由が生じたとき。

2 区長は、前項の規定により保育の承認を取り消したときは、緊急一時保育承認取消通知書(別記第4号様式)により承認保護者に通知する。

(費用負担)

第11条 承認保護者は、保育料として、児童1人につき日額1,000円を費用負担しなければならない。

(保育料の免除)

第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保育料を免除するこ

とができる。

(1) 承認保護者が地震、暴風雨、洪水、火災その他の災害により被害を受けたとき。

(2) 承認保護者が第3条第5号又は第6号に該当するとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、区長が特別な事情があると認めるとき。

2 前項の規定により保育料の免除を受けようとする者は、緊急一時保育保育料免除申請書(別記第5号様式)により区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、緊急一時保育保育料免除承認・不承認通知書(別記第6号様式)により当該申請者に通知する。

(費用負担額の請求)

第13条 区長は、保育の終了後、承認保護者に対し納入通知書を送付し、指定する期限までに保育料として費用負担すべき額を支払わせるものとする。

(委託費)

第14条 区長は、緊急一時保育事業を受託した私立保育所等(公設民営保育所を除く。)に対し、緊急一時保育委託費として対象児童1人につき受託日数に応じて日額7,000円を支払う。

(請求の方法及び支払)

第15条 私立保育所等は、保育の終了後、前条の支払を受けようとするときは、緊急一時保育委託費請求書(別記第7号様式)に緊急一時保育実施状況報告書(別記第8号様式)を添えて区長に請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについて、速やかに当該私立保育所等に緊急一時保育委託費を支払う。

(実績報告)

第16条 前条第2項の規定による支払を受けた私立保育所等は、区長に対し、当該年度の実績を緊急一時保育実績報告書(別記第9号様式)により、翌年度の

4月30日までに報告するものとする。

(契約の解除)

第17条 私立保育所等は、第2条の規定による契約を解除しようとするときは、解除する日の3月前までに区長に申し出て協議するものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、保育の実施に関し必要な事項は、こども未来部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

(1) 私立保育所

名称	開所時間
ういず清澄白河駅前保育園	7時から18時まで
小鳩保育園清澄白河	
さんいく保育園清澄白河	
グレース保育園	
蓮美幼児学園とよすナーサリー	
蓮美幼児学園第2とよすナーサリー	
江東湾岸サテライトナーサリースクール	
YMCAオリーブ保育園	

<p>江東湾岸サテライトスマートナーサリースクール</p> <p>ひまわりキッズガーデン東雲</p> <p>東雲キャナルコートナーサリースクール</p> <p>さんいく保育園有明</p>	
<p>神愛保育園</p> <p>子供の村保育園</p> <p>まこと保育園</p> <p>深川愛隣保育園</p> <p>愛隣シャローム保育園</p> <p>シンフォニア保育園</p> <p>ひまわりキッズガーデン豊洲</p> <p>あい保育園豊洲</p> <p>小学館アカデミーしんとよす保育園</p> <p>YMCAキャナルコート保育園</p> <p>みんなのみらいをつくる保育園東雲</p> <p>ひまわりキッズガーデン有明</p> <p>めばえ保育園</p> <p>アゼリヤ保育園</p> <p>アンジェリカ亀戸保育園</p> <p>亀戸浅間保育園</p> <p>砂町保育園</p> <p>砂町友愛園</p> <p>ともしび保育園</p> <p>南砂町保育園</p>	<p>7時15分から18時15分まで</p>
<p>あゆみ保育園</p> <p>グローバルキッズ深川森下園</p> <p>ナーサリールームベリーベアー深川冬木</p> <p>アスクもんなか保育園</p> <p>木下の保育園富岡グローバルキッズ住吉園</p>	<p>7時30分から18時30分まで</p>

スマイルクラブナーサリー木場	
マミー保育園東陽町	
スターチス保育園	
聖華しおかぜ保育園	
TKチルドレンズファーム豊洲校	
日生豊洲駅前保育園ひびき	
ゆらりん豊四保育園	
キッズポケット豊洲保育園	
グローバルキッズ豊洲五丁目保育園	
ナーサリールームベリーベアー東雲	
ひまわりキッズガーデン有明の森	
クオリスキッズ亀戸保育園	
ほっぺるランド東陽町	
テンドーラビング保育園東陽	
アスク豊洲保育園	
陽だまり保育園	
グローバルキッズ亀戸園	
コピープリスクールかめいど	
まなびの森保育園亀戸	
江東亀戸サテライトグローバルキッズ堅川園	
亀戸こころ保育園	
グローバルキッズ西大島園	
マミー保育園西大島	
花と鳥保育園	
若葉インターナショナルナーサリー大島園	
かがやき保育園	
太陽の子南砂2丁目保育園	
ルーチェ保育園南砂	
八幡保育園	

(2) 公設民営保育所

名称	開所時間
白河かもめ保育園	7時30分から18時30分まで
塩浜保育園	
豊洲保育園	
潮見保育園	
千田保育園	
猿江保育園	
毛利保育園	
亀戸第四保育園	
小名木川保育園	
亀高保育園	
南砂第二保育園	
南砂さくら保育園	
新砂保育園	

(3) 認定こども園

名称	開所時間
文化教養学園	7時から18時まで
しののめYMCAこども園	7時15分から18時15分まで
豊洲めぐみこども園	7時30分から18時30分まで

(4) 小規模保育事業を行う施設

名称	開所時間
おうち保育園門前仲町	7時30分から18時30分まで
スマイルクラブナーサリー住吉	
Kid'sPatio 江東おひさま園	
おうち保育園豊洲	
おうち保育園しののめ	
キャリー保育園西大島	